

東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議設置要綱

(趣旨)

第1条 東京都廃棄物処理施設の審査手続要綱（平成10年6月16日付10清環指第214号。以下「審査手続要綱」という。）第9条の規定に基づき、知事が専門的知識を有する者の意見を聴取するための機関として、廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門家会議は、審査手続要綱第1条に規定する処理施設（以下「処理施設」という。）の設置又は変更の許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたか否かを判断するための意見を各委員から聴取する。

(組織)

第3条 専門家会議は、10名以内の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査させるため必要があるときは、専門家会議は臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他環境局長が必要と認める者のうちから、環境局長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 専門家会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、専門家会議を代表し、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 専門家会議に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(招集)

第7条 専門家会議は、特別区及び島しょ地域に所在する処理施設に係る案件にあつては環境局資源循環推進部長が、多摩地域に所在する廃棄物処理施設に係る案件にあつては多摩環境事務所長が招集する。

(資料の提出)

第8条 環境局資源循環推進部長又は多摩環境事務所長は、処理施設の設置又は変更の申請者から提出された申請書及び生活環境影響調査書並びに関係区市町村長及び利害関係者から提出された意見書を資料として各委員に提出する。

(意見聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催方法)

第10条 専門家会議は、公開とする。

(議事録及び会議資料)

第11条 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第12条 専門家会議の庶務は、特別区及び島しょ地域に所在する処理施設に係る案件にあつては環境局資源循環推進部が、多摩地域に所在する処理施設に係る案件にあつては多摩環境事務所が処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、委員長が専門家会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１５年６月２６日から施行する

附則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年１１月１８日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年７月５日から施行する。